

合祀供養施設 利用規定

仏舎利苑合祀供養施設（以下「本合祀施設」という。）は、宗教法人仏舎利苑（以下「苑」という。）が合祀・供養する施設として管理するものであり、本合祀施設の利用を希望する者は、苑の定める以下の規定（以下「本規定」という。）を予め承諾し、利用申込を行うものとします。

1. 利用申込資格

本合祀施設の利用申込資格は、原則として、申込時において京都霊園（以下、「本霊園」という。）の墓地使用权者となります。

なお、申込時において、苑に対して管理費等の債務を有する場合については、その債務の履行を苑が確認した後に申込可能となります。

2. 申込方法

①本合祀施設の利用を希望する者は、合祀施設利用申込書（以下、「申込書」という）に必要事項を記入の上、記名、捺印し、住民票あるいは、免許証の写し等申込者本人が特定できる書類を添付の上苑に申込みをしていただきます。（以下申込を行った者を「申込者」という。）

なお、申込時に、供養開始時から合葬するか、本合祀施設内一時保管棚で1年間安置した後に合葬するかのをいずれかを選択していただきます。

②申込みの効力は、上記申込書と本人確認証明書類を苑にて受理し、定められた永代供養志納金が受領された時から発生するものとします。

③申込書の原本は苑が保管し、その写しを申込者が保管するものとします。

3. 移転の届出

申込者は、本霊園の墓地に既に遺骨を納めている場合において本合祀施設にて合葬を開始する際には、原則として苑の墓所から本施設への移転届け（苑指定の用紙）を提出していただきます。

4. 埋蔵について

①本合祀施設は、焼骨のみを取り扱います。

②申込時に定めた供養者以外の遺骨を埋蔵（埋骨）することはできません。

③埋蔵に際しては「墓地、埋葬等に関する法律」等に定める書類を事前に提出していただきます。

④遺骨以外の物は本施設に納めることはできません。

5. 遺骨、供養料の取扱い

本施設は合葬施設であり、申込者本人及びその親戚縁者等の関係者は、合葬された遺骨及び既納の供養料の返還請求はできないものとします。

但し、申込者が申込時において1年間安置することを選択し、且つ苑が合葬する以前の時点で、正当な理由があると苑が認める場合には、遺骨の返還に応じることがあります。

なお、苑が遺骨の返還に応じた場合においても既納の供養料については返還いたしません。

6. 名版の取扱い

申込者が名版の使用を選択した場合、苑の判断にてその配置・配列を決定するものとします。

7. 供養等儀式

納骨及び年3回行う予定の合同供養等の儀式については、苑指定の宗旨・宗派・僧侶により執行し、申込者には、宗旨、宗派の選択権はありません。

なお、諸事情により、供養が中止となる場合や供養の方法等について変更する場合があります。

8. 墓地使用权について

①申込者が本合祀施設の利用申込みに際して本霊園の墓地使用权を放棄した場合（次項に定める場合を含む）、本霊園の墓地使用权は消滅し、いかなる理由があっても、申込者本人及びその親戚縁者等は放棄した墓地使用权の返還等の請求はできません。

②申込者が自己の埋蔵のために生前に本合祀施設の利用を申込み場合、申込者は申込み時点において、本合祀施設で供養を開始する際に、現在有する墓地使用权を放棄するか、あるいは（4親等以内の）親戚縁者等に承継するかを選択しなければなりません。申込者は、いずれかを選択した時は速やかに、苑の指示に従い必要な手続きを行います。

9. 合祀施設の利用

①本合祀施設供養台前面でのお参りは、通常の墓地と同様自由に行えます。ただし、申込者及びその親戚縁者等関係者は本合祀施設の内部に立ち入ることはできません。

②供養台におけるお花やお供物は必ずお持ち帰り願います。放置された供物等については苑の判断で処分出来るものとします。

③本霊園及び本合祀施設内に於いては常に清浄を保ち、宗教的尊厳を傷つけないよう努めなければなりません。

10. 本合祀施設の利用の取消し

次の場合、本合祀施設の利用の取消しをさせていただきます。この場合には、本合祀施設の利用だけではなく、苑敷地内への立ち入りについてもご遠慮頂くことになります。

①本規定4.及び9.に違反したとき

②苑の指示に違反したとき

③他の利用者及び苑またはその従業員等に対して、危害または損害を与えるおそれのある行為または迷惑を及ぼす行為を行ったとき

④その他墓地・埋葬等に関する法律等の諸法令または本規定あるいは苑の墓地使用規定に違反し、苑において本合祀施設の利用の取消しが相当であると認めたとき

⑤申込者並びにその親戚縁者等関係者が本霊園内や本合祀施設において公序良俗に反する行為を行った場合や苑が公序良俗に反すると判断した場合。

11. 合祀施設の運営・維持管理等

本合祀施設の運営・維持管理は苑にて行い、修繕等についても全て苑の判断で行うものとします。申込者は異議等の申し立てはできません。また、本施設及び備品等を破損した者は、その復旧費用を負担していただきます。

12. 施設の利用について

①本合祀施設は遺骨等を合同で埋蔵、供養する苑の施設です。

②申込者は遺骨等を供養するためだけに本合祀施設を利用できるにすぎず、一般的な墓地のように使用权を取得、承継したり、第三者に譲渡できるものではありません。

13. 自然災害等

①自然災害等、不可抗力による事故等苑の責に帰することのできない事情により本施設が損壊、滅失した場合は、苑は申込者に対して責任を負わないものとします。

②合祀施設は、苑により将来とも維持・管理を行いますが、自然災害、永年の風化等による劣化により、本施設が第三者に危険を及ぼすおそれがあると苑が判断した場合には、墓地・埋葬等に関する法律、その他関連する法令にのっとり本施設を解体・撤去、改築、建て替え等を行うことがあります。

14. 専属的合意管轄裁判所

本合祀施設または本規定に関する一切の紛争に関しては、京都地方裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

15. 本規定に定めのない事項

本規定に定めのない事項については、墓地・埋葬等に関する法律等の諸法令に従うほか、本規定に反しない限り本霊園の墓地使用規定を適用するものとします。

16. 本規定の変更について

墓地・埋葬等に関する法律等、本合祀施設の運営、管理に関連する法改正等があった場合、本規定に定めのない事項、その他苑が必要と判断した場合に、苑は本規定を追加・変更する場合があります。

以上

本規定を承諾しました。

平成 年 月 日

氏名 _____ 印 _____

住所 _____

埋蔵者（予定者） _____
